

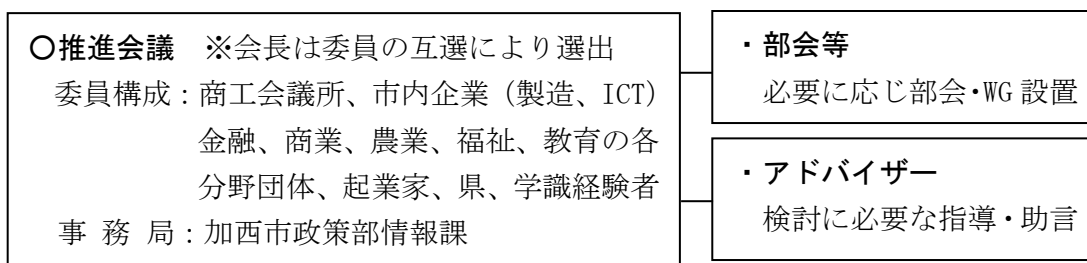
加西市スマートシティ推進会議の概要

1 趣旨

加西市では「人が中心の持続可能な協創のまち」の実現を目指し、デジタル技術の活用により地域課題を解決し活力ある豊かな市民生活を実感できる「加西市D X推進計画」を策定している。2030年のサステイナブル・スマートシティの具体化に向け、この計画の推進を加速するとともに、公民を越えて連携協働し未来を創り上げていくため、検討組織として「加西市スマートシティ推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 役割と体制

地域での公民連携による計画の具体化にあたって、2030年の心地よい生活と元気な地域づくりに向け、身近なイノベーションに必要な事項を調査・検討し、加西市の状況に相応しい協議会等の推進組織のあり方を明らかにする。



- ① 計画の展開に求められる方策（調査研究・実証、普及啓発・交流、人材育成等）
 - ② データ連携基盤の利用促進・活用拡大とシステムの管理運営の在り方
 - ③ その他必要な推進策（市外・市内企業による課題解決マッチングでの実装等）
- （参考）推進会議開催とは別途、情報化フェア・セミナー・実証事業等の実施も検討

3 令和6年度スケジュール(案)

■第1回推進会議：8月27日（火） 現状把握

- ・目的（地域課題解決及びウェルビーイング）、事業概要（D X推進計画、地域ポイン
ントを活用したデータ連携基盤、かさいミライナカ 2030 等）の説明
- ・検討の進め方（検討範囲・方法と各回の議論のテーマ）

■第2回推進会議：10月頃 課題抽出と取組方向

- ・地域の企業・市民の具体的なニーズ整理（ヒアリング、統計等）
- ・重点的な取組課題の抽出と地域に相応しい展開方向の検討

■第3回推進会議：12月頃 推進組織のあり方

- ・地域における推進組織（推進協議会等）に求められるしくみ（活動分野・機能、
収支、名称等）と設立スケジュール等の方針の検討
- ・データ連携基盤の管理運営・拡充及び他団体連携による共同利用の拡大

■第4回推進会議：2月頃 提案のまとめ

- ・求められる地域推進組織の事業内容、体制・メンバー、規約等の整備概要
- ・提案のとりまとめ案

加西市スマートシティ推進会議設置要綱

(設置)

第1条 加西市DX推進計画に基づき、企業、団体及び市民と市との協働による「人が中心の持続可能な協創のまち」の実現を目指し、デジタル技術を活用し地域の課題解決とまちの活性化を図るスマートシティの取組を推進するため、加西市スマートシティ推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、スマートシティの具体化のため、次の各号に掲げる事項について調査及び検討をするとともに、推進のための組織のあり方を明らかにするものとする。

- (1) スマートシティの具体化に必要な調査研究・実証、普及啓発・交流、人材育成等の事業に関する事項
- (2) データ連携基盤の利用促進及び活用拡大に向けたシステム管理運営等の事業に関する事項
- (3) その他、スマートシティの具体化に関して必要な事業、組織体制等に関する事項

(委員)

第3条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の推薦する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、推進会議が終了するまでとする。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、予め会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会等)

第6条 推進会議は、必要に応じ、部会又はワーキンググループ（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等の運営について必要な事項は、会長が定める。

（意見等の聴取）

第7条 推進会議は、その所掌事務を遂行するため、委員以外の者の会議への出席を求め、若しくは企業、団体及び市民の参加するワークショップ等の場を設けて、説明又は意見を聴くことができる。

（アドバイザー）

第8条 市長は、推進会議における調査・分析又は検討への指導助言のため、アドバイザーを委嘱することができる。

（庶務）

第9条 推進会議の庶務は、政策部情報課において処理する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月25日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の推進会議は、市長が招集する。

○加西市スマートシティ推進会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、加西市スマートシティ推進会議設置要綱第10条の規定に基づき、加西市スマートシティ推進会議（以下「推進会議」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議事の表決）

第2条 議事等に関して表決が必要な場合は、挙手により行う。ただし、オンライン出席者がある場合は、本人の映像や音声等により確認するものとする。

（会議の公開）

第3条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認めたときは、非公開とすることができる。

（傍聴の手続）

第4条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴希望者受付名簿に必要事項を記入しなければならない。

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人の守るべき事項については、加西市議会規則（平成元年議会規則第2号）の例に準拠するものとする。

（会議録の作成について）

第6条 会議録は、要点筆記とする。

（会議録等の公開について）

第7条 会議録は、市のホームページで公開する。ただし、委員の氏名など発言委員（会長を除く。）を特定できる内容は、非公開とする。

2 会議録と併せて、会議資料を公開する。

3 委員名簿は、市のホームページで公開する。

4 会議の映像及び音声は、前項までの規定に準じて必要な範囲で公開することができる。

（意見の交換）

第8条 委員は、会議の議論を補完するため、各回の会議の間にオンライン等で意見を相互に交換することができる。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。